

神戸大学 学報

昭和28年4月16日発行 号外

評議会の議に基づき、神戸大学名誉教授称号授与規程を次のように定める。

昭和28年4月16日

神戸大学長 田中保太郎

神戸大学名誉教授称号授与規程 28,4,16 決定

第1条 本学は、才学に教授又は学長として20年以上勤務し、学術上又は教育上特に功績のあつた者に対し、この規程の定めるところにより、神戸大学名誉教授(以下名誉教授という)の称号を授与する。

第2条 前条の規定にかかわらず、その功績が特に顕著であつた者に対しては、勤続年数が20年未満の場合でも、特別に選考して名誉教授の称号を授与することができる。

第3条 第1条の勤務年数の計算については、助教授として勤務した年数は、その3分の1、専任講師として勤務した年数は、その3分の1を通算することができる。

第4条 名誉教授の選考は、退職の時学長であつた者については、学長の発議に基づき、退職の時教授であつた者については、当該教授会の申出に基づき、評議会が行う。

第5条 評議会が名誉教授の選考を行う場合は、名誉教授選考委員会(以下委員会という)を設けて審査し、その結果につき、構成員3分の2以上出席し、出席者の3分の2以上の同意によつて決定する。

第6条 委員会の委員は、7名以上とし、その都度評議員中から選出する。

第7条 名誉教授の称号を授与するときは、別記様式による辞令書を交付する。

附則

- 1 この規程は、昭和28年3月31日から適用する。
- 2 本学に包括された旧制の学校及びその前身となつた学校の職員として勤務した年数は、第1条の勤務年数の計算につき、別表のとおり通算することができる。
- 3 神戸経済大学の名誉教授である者は、この規程による本学の名誉教授とする。
- 4 本学に包括された前身以外の旧制の学校の名誉教授については、選考の上名誉教授の称号を授与することができる。

別記様式

名誉教授 第 号

氏 名

学校教育法第68条の2の規定に基づき神戸大学名誉教授の称号を授与する。

年 月 日

神 戸 大 学 園

別表

附則第2項により勤務年数を通算することのできる職とその年数

学校の種類	職名	通算することのできる年数(実勤務年数に対し)
神戸経済大学・神戸商業大学	学長・教授	全期間
	助教授	2分の1
	講師(専任)	3分の1
神戸経済大学予科・神戸商業大学予科・神戸経済大学附属経営学専門部・神戸商業大学附属商学専門部・神戸高等商業学校・姫路高等学校・神戸工業専門学校・神戸高等工業学校・兵庫師範学校・兵庫青年師範学校	学校長 教授	2分の1

なお、このことについては、次のような申合が行われた。

申合事項

十分な実力を有するにかかわらず講座の事情等のため昇任が著しくおくれた者、神戸大学創設の際に包括された旧制の学校の教授であつて神戸大学教授に就任した者及び他の大学から迎えられた者については、第2条の適用について或程度考慮する。